
第1節 国際安全保障における諸課題

日本大学危機管理学部 教授 小谷 賢

I はじめに

「安全保障」という言葉は、英語の“Security”という単語を訳したものである。“Security”自体は、個人、企業、自治体、国家、すべてのレベルにおいて、「危険や脅威のない安定した状態」を意味する。『オクスフォード現代英英辞典』によると、“Security”は、「1) 個人、建物、国を攻撃や危険から守る活動、2) 危険からスタッフ、設備、建物等を守るための組織や企業、3) 将来に予想される脅威に対する保護、4) 脅威や心配事のない安全で安定した状態」と定義されている。想像するに、人類は常に外部からの脅威に晒されていた。人は自然災害や猛獣、また他者の脅威に怯えて生活しており、自らの身の安全を確立するために集団や組織を作り上げたのである。つまり安全保障とは人間個人の安全を確保するための営みや組織の事であるが、国の制度が整備されるに従ってそれは国家の役割へと転じていった。そのため「安全保障」というと国家の営みのように聞こえるが、近年では人間個人の安全を確保するための「人間の安全保障 (Human Security)」や、飲料水の安定的な供給確保という意味合いで「水の安全保障 (Water Security)」といった言葉も使用されている¹。

国のレベルで安全保障 (National Security) という場合は、国家の主権や領域、国民の生命、財産を対外的な脅威から守る、という意味合いとなる。しかし実際にどうやって国家の安全保障を確立するかという話になると、その手段は多種多様である。神谷万丈によると、現実主義者は軍事力によって自国を守ろうとし、リベラル派は国際法や条約、経済的な相互依存によって自国を守ろうとする²。さらに人間の安全保障を重視する立場から見れば、国の安全保障が確立した状況であっても、国内では貧困や暴力によって個人の安全が危機に晒されているため、全人類が連携して公平な社会を実現すれば、争いの源がなくなるとする主張もある³。このように安全保障のための手段は多々存在しており、現代社会においてはそれらが複合的に重なり合って国家や個人の安全を保障しているといえる。

本稿では、国際関係においてどのように国家の安全保障が構築されてきたのか、その歴史的経緯を俯瞰していく。

II 戦争と暴力

安全保障の中心的な概念として、暴力や戦争というものが存在しており、古今東西の安全保障の課題はこの暴力や戦争による被害をいかに軽減するかにあった。記録に残ってい

る最も古い戦争は、紀元前1274年のカデシュの戦いだと言われているが、過去3000年間において世界中で戦争や紛争がなかった時期はわずか250年程度という説もあり、この説に基づけば有史以来、人間は互いに殺し合ってきたことになる⁴。

そもそも人はなぜ戦うのであろうか。初期の人類は集団で移動しながら食料を得ることが一般的であったと考えられているが、約1万2千年前から人類は定住するようになった。当時の戦争は食料や豊かな土地の奪い合いであり、それに対処するために人間はより大きな集団を形成し、定住するようになったとの説もある⁵。より広大な領域を支配すれば、多くの人口が確保でき、広大な土地は戦争の際には縦深性を発揮するため、その後も領土や領域をめぐる戦争は続いたが、その後、中世のヨーロッパでは宗教のために戦争が繰り返されたのである。そして時代が下ると戦争の要因はさらに複雑になっていき、戦争は政治的要因（政治家の決断、誤認、外交的な要因、軍部の暴走、相互不信）、経済・技術的要因（戦時財政の整備、技術的革新、産業の進歩、余剰武器）、社会的要因（傭兵の存在、人口の増大、世論の拡大、イデオロギー、民族問題、国民感情）、国際システム上の構造的要因（勢力均衡、集団安全保障、富の不均等）等が複雑に絡まり合っただけで生じるようになる。

スティーブン・ピンカーによると、近代以前の戦争はかなり苛烈であった⁶。これは戦争におけるルール未策定や戦場における医療未整備などによるところが大きく、このような戦争の悲惨な現実を直視して、何とか戦争を抑止する、もしくは戦争による被害を軽減しようとする試みが繰り返し行われてきたのである。

しかし他方ではそのような試みに反するように、新たな武器や戦術を使っていかにして相手に勝つか、というような努力も積み重ねられてきた。4世紀ローマの軍事学者ウエゲヂウスが「汝平和を欲さば、戦への備えをせよ（*Si vis pacem, para bellum*）」という有名な格言を残しているように、相手から攻撃されないようにするにはこちら側の軍備を万全にしておく、つまりは抑止という考え方が、ヨーロッパでは広く普及していたのである⁷。

Ⅲ 近代の戦争

山内進によると、近代以前のヨーロッパは本質的に「暴力」的的社会であり、人が自らの権利を主張するためには法よりも暴力が優先されることが普通であったという⁸。当時の社会においては、個人や諸侯、宗教団体や王族など様々な主体が暴力を有しており、一度戦争となると収拾がつかなくなる。さらに中世の宗教戦争となると、異端の殲滅が戦いの目的とされたため、戦場が荒廃するまで戦われたのである。その最たるものが17世紀の30年戦争であり、当時のペストの大流行も手伝ってヨーロッパ社会は壊滅的な被害を受けた。そのため1648年に締結されたウェストファリア条約では、主権国家を創設し、国家が暴力を独占することと、外国への内政不干渉の原則を打ち立てたことで、戦争による被害を軽減しようとしたのである。

同時代に生きた政治哲学者、トマス・ホッブスは、人間の自然状態が戦争状態にあるとして有名な「万人の万人に対する闘争」という言葉を使用した。これを解決するためには

各個人の持つ自然権（暴力）を国家に委ね、国家理性によって暴力の使用を判断すべきと論じたのである⁹。同じく 30 年戦争に衝撃を受けたのが「国際法の父」と呼ばれるフーゴー・グロティウスであり、彼は『戦争と平和の法』の中で、戦争を防ぐためには自然法の摂理に基づいた法体系によって、為政者や軍人を規制するような国際法の必要性を説いたのである¹⁰。

その後、法体系を整備した国家が暴力を独占することで、価値や思想をめぐる戦争は激減し、殲滅戦も行われなくなった。さらには戦争行為がその国の持つ常備軍の規模や予算的な制約に縛られることになったのである。そのため 18 世紀以降の戦争は、限定戦（戦闘で敵軍に打撃を与えて勝利すれば講和条件として領土を割譲）の性格が強まるのである。ただし逆に言えば、近代的な財政制度を備え、戦争準備により予算をかけられる国は、強力な軍備を備えることができた。ジョン・ブリュアによると、国家の税徴収の仕組みと国債の発行は、18 世紀の間中、戦争を経るごとに整備され、拡大していったという¹¹。

他方、18 世紀後半は産業革命の時代でもあり、ヨーロッパの人口は急激に増大していく。この人口増加に着目したのがフランスのナポレオン・ボナパルトであり、彼は 1798 年のジュールダン＝デルブレル法によって初めて徴兵制を実現した。同法によってそれまで 20 万人に過ぎなかったフランス軍は、100 万人を優に超える規模となった¹²。ナポレオンは、それまではあまり行われなかった追撃戦を実施し、敵の部隊を徹底的に叩くことで連戦連勝を重ねた。この所謂、絶対戦争に衝撃を受けたのが同時代のカール・フォン・クラウゼヴィッツである。彼はナポレオンの絶対戦争がそれまでの限定戦や殲滅戦とは異なることを喝破しており、その要因をナポレオンが軍事司令官と政治指導者を兼ねていることに求めた。つまりここから、戦争においては政治目的が軍事目的に優先するという意味合いで、「戦争は政治的交渉の継続」という有名な言葉が導き出される¹³。これは現代風に言えば文民統制（シビリアン・コントロール）の原型であったともいえる。

また 19 世紀後半には、戦争の被害を軽減するための様々な国際条約が制定された。最初は戦争中の行為を規定する法（*jus in bello*）から始まり、後に戦時国際法や国際人道法と呼ばれるようになった。その嚆矢は 1899 年の「軽気球からの投射物爆発物投下禁止宣言」といわれており、この法では気球からの爆弾投下の禁止が謳われている¹⁴。また 1899 年と 1907 年のハーグ陸戦条約では陸戦に関わる様々な規則が定められており¹⁵、非戦闘員を攻撃目標とすることが禁じられることになった。

IV 総力戦の時代

19 世紀を通じて世界中で工業化が進展した結果、軍事兵器も大量に生産された。そして一旦戦争が始まると、膨大な武器弾薬が戦場に供給され、それまでとは比較にならない破壊をもたらすことになるのである。その傾向は既に 1861 年の南北戦争や 1904 年の日露戦争において顕在化しつつあったが、当時の先進地域であった欧州諸国はこれを他山の石と

は見なさなかった。そのため1914年7月28日に第一次世界大戦が始まると、参戦した各国は強力な火砲によって攻撃に出た側が相手を制圧して戦争を短期間に終わらせることができるという、攻勢主義を掲げて突撃を繰り返すことになる。しかし戦争が始まって明らかになったのは、火砲や機関銃はむしろ防御側に有利になるという冷徹な事実であった。両陣営はバルト海からアルプス山脈に至る長大な距離の塹壕を掘り、そこに籠って長期間睨み合うという塹壕戦に陥ったのである。

この状況を打破するため、毒ガスや戦車、航空機という当時の最新の軍事兵器が投入されたものの、戦局はどちらの側にも好転しなかった。なぜなら一方が新兵器を導入すれば、その後すぐにもう一方が同じような兵器を導入したためである。事態は完全に手詰まりとなり、4年以上に及ぶ戦いで2500万人という膨大な死者を積み重ねることになった。これは30年戦争の400万ともいわれる人的被害を遥かに上回るものとなった。

この空前絶後の総力戦への反省から、当時の政治家や軍人は二度と戦争を起こさないような制度の構築に時間を費やすことになった。当時、第一次世界大戦の原因はヨーロッパにおける各国の勢力均衡策にあると考えられていた。そこでアメリカのウッドロー・ウィルソン大統領はかの「14か条の平和原則」の中で国際連盟の創設を訴え、集団安全保障体制の構築を構想したのである。そして集団安全保障を明文化したヴェルサイユ条約と侵略戦争を違法化したパリ不戦条約（ケログ・ブリアン条約）がこの体制に基本的なルールを与えることになった。特にパリ不戦条約は、国際紛争解決のための戦争の否定と国家の政策の手段としての戦争の放棄を宣言している。これは自衛戦争以外の戦争を違法化する初の試みである。しかし不戦条約では、何が侵略戦争かが明確に定義されず、自衛戦争のみが認められるという解釈であり、国際法学者の信夫淳平が「不戦条約は不戦どころか、大概の戦の遂行を適法のものとして裏書きするものである」と指摘したように¹⁶、ほとんど条約としての効力を有していなかった。

そして集団安全保障体制も、理論的には大国間の対立や潜在的国間では機能し難く、また強制力が働かなければ、自国の利益と関係のない地域での紛争に介入することも難しい。ヴェルサイユ条約第16条では、連盟の手続きを無視した戦争は侵略行為と見なされ、直ちに制裁の対象となることが明示されていたものの¹⁷、各国は拒否権を持っていたため、必ずしも侵略国に対する制裁や軍事行動に訴える義務はなかった。そして肝心のアメリカが連盟に参加しなかったことで、この体制は成立の段階から危ういものであった。つまり戦間期の国際制度はそれを遵守するという各国の連帯や協調を重視する意識がないと成り立たず、逆に力をもってそれを打破しようとする国が出現すれば、それを力で抑え込むような制度設計とはなっていなかった。

そして1933年1月、ドイツにおいてナチスが政権を握ると、ヒトラー総統はドイツの再軍備を宣言し、ラインラント進駐やズデーデン地方の割譲を求めるようになる。イタリアはエチオピアに侵攻し、日本は満州事変を起こすことになるが、国際連盟の集団安全保障体制はいずれの事案でも機能しなかったのである。そのため第一次世界大戦の停戦から

わずか 21 年後には第二次世界大戦が勃発し、5000 万人以上もの人命が失われることになった。第二次世界大戦が苛烈になった原因は、第一次世界大戦に引き続き総力戦の様相を呈したこともあるが、戦争がイデオロギーや人種戦争の性格を帯びたことも大きい。つまり相手は異端なので殲滅するべきである、という中世の宗教戦争のような戦いが再現されることになった¹⁸。そのため第二次世界大戦においては、枢軸国側だけでなく、連合国の側でも国際法に違反するような戦争犯罪が行われたが¹⁹、その行為を捌かれたのは敗者となった枢軸国側だけであった。

V 冷戦時代の安全保障

第二次世界大戦が終結すると、より確固とした制度によって戦争を抑止しようとする流れとなる。まずは国際連合が設置され、国際連合憲章が採択された。その第 2 条 4 項においては、「すべての加盟国はその国際関係において、武力による威嚇または武力の行使をいかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」として²⁰、戦後の国際社会においては基本的に自衛戦争と安保理決議による武力行使容認以外の戦争は認められなくなった。

しかしながら冷戦期においても局地的な戦争は頻発している。特に 1960 年代に戦われたヴェトナム戦争は長期化し、その惨状がテレビで放映されたこともあり、アメリカでは反戦運動が盛んになった。結局、ヴェトナム戦争においてアメリカはヴェトナムを共産革命から守るという当初の目的を達せないまま撤退したのである²¹。ソ連も 1979 年から 10 年近くにもわたりアフガニスタンに侵攻し、それは無残な失敗に終わった。

この時代、米ソの大国間戦争を抑止していたのは国連憲章ではなく、両国の有する核兵器にあった。米ソはお互いの国を壊滅させるだけの十分な核兵器を保持した上で、それを互いに向け合ったのである。そしてもし一方が核を使用すれば、もう一方も反撃を行うという、相互確証破壊体制を確立することにより、互いに戦火を交えないようにしたのである。しかしそのような体制はかなり危ういものであり、1962 年 10 月のキューバ危機や 1983 年 9 月のエイブル・アーチャー（北大西洋条約機構（NATO）による対ソ戦闘演習）の実施等、米ソが核戦争の一步手前まで進むような事態も生じていたのである²²。

他方、1970 年代には核兵器管理の国際的な枠組みが確立している。1967 年時点で核兵器を保有していた米ソ英仏中 5 カ国の核保有国は、更なる国の核武装化（当初は日独を想定）を禁止し、核兵器削減の義務を明記した核拡散防止条約（NPT）を 1970 年 3 月に発効させることになった。日本は 1976 年に同条約を批准しているが、インド、パキスタン、イスラエルは批准しないまま、北朝鮮は 1993 年には同条約から脱退することで、核開発を進めたのである。

冷戦そのものは、1991 年末にアメリカとの軍拡競争に耐えられなくなったソ連が崩壊し

たことで、突如終結することになった。

VI 冷戦後の混迷

1 1990年代の紛争

1990年8月2日にイラク軍部隊がクウェートに侵攻すると、国連安保理は安保理決議第678号を採択し、多国籍軍がクウェートよりイラク軍を駆逐した。半世紀ぶりに国連による集団安全保障体制が機能したのである。世界は平和と秩序の時代に突入したかに見えたが、すぐにそれは幻想であったことが明らかになる。1990年代には東西冷戦に押さえつけられていた地域・民族問題が一挙に噴出することになった。特にルワンダ内戦やソマリア内戦、ユーゴスラビア内戦では、兵士や一般市民による暴力によって、陰惨な殺し合いが繰り返されたのである。さらには18歳未満の兵士、所謂、子ども兵による戦闘行為も問題となった。メアリー・カルドーはこのような戦争の状況を「新しい戦争」と呼んだ。これは戦闘が国家間ではなく、人間の間で行われるために国際法が適用されず、殺し合いが延々続く中世の戦争になぞらえたものである²³。

この状況を改善するため、1998年国際刑事裁判所ローマ規程により定義されたのは「人道に対する罪」というものであり、「一般の国民に対してなされた謀殺、絶滅を目的とした大量殺人、奴隷化、追放その他の非人道的行為」を行った政治指導者や軍人は、国際戦犯法廷において裁かれることになった。この犯罪行為に時効は存在しない。さらに1999年3月には北大西洋条約機構（NATO）軍がコソボ紛争に介入することになるが、この時は国連安保理の決議を得られなかったため、人道的支援という名目で空爆が実施された。

冷戦後の紛争の頻発に比例するように、国連平和維持活動（PKO）も盛んに実施されるようになった。PKOとは国連が小規模の部隊を紛争地域に派遣し、休戦や停戦などを監視、または武力当事者同士を引き離す平和維持の活動である。以前は紛争当事国の同意が必要であったが、冷戦後は同意を得なくとも国連安保理の判断での派遣が可能となった。しかしその反面、当事者の同意原則、公平の原則、自衛と権限以外の武力行使の禁止というPKO三原則を厳格に遵守しないといけない²⁴。その上、PKO部隊の損害も増えており、各国はPKO部隊を情勢の不安定な地域に送ることにあまり積極的とはいえない。例えば1992年12月にはPKOでソマリアに派遣されていた米軍兵士が殺害され、市中を引きずり回されるという事態が生じ、アメリカはPKO派遣に消極的となった²⁵。これはアメリカのみならず、多くの先進国にも共通した状況であり、PKOはインドやパキスタン、バンラディシュといった国々によって担われているというのが実情である。

2 現代の紛争

2001年9月11日8時46分（米東部時間）にアメリカで同時多発テロが生じ、3025名もの犠牲者が生じる事態となると、世界はテロとの戦いに突入した。この時、アメリカ政

府は、テロリストの温床となっているアフガニスタンに派兵することで、国際的なテロ活動を根本から断ち切ろうとしたのである。NATO 諸国も集団的自衛権に基づき、同年 10 月 7 日にアフガニスタンにおける「不朽の自由作戦」を実行した。2011 年 5 月 2 日はアルカイダの指導者、ウサマ・ビン・ラディンが米軍に殺害されたことで、テロとの戦いは一段落したが、アフガニスタンは混沌とした状況であり、その安定のため、国連憲章第 7 章 43 条（平和維持のための兵力抛出）に基づいて国際治安支援部隊（ISAF）が結成され、同国に派遣された²⁶。ISAF は NATO を中核とした有志連合の一種であり、国連が派遣する PKO 部隊とは異なる。

さらに 2003 年 3 月 20 日には米英豪ポーランドを中核とする有志連合軍がイラクに侵攻した。これはイラクのフセイン政権が 1991 年に国連が採択した国連安保理決議 687 号（イラクはすべての生物化学兵器の破棄に応じなければならない）に違反して、生物化学兵器や大量破壊兵器を保持しているという理由で始まったものであるが、肝心の証拠である兵器開発・保持の証拠が確定しないままであった。国連安保理はイラクに対する武力行使を認めなかったために、有志連合軍は先制的自衛権（相手が大量破壊兵器を持っている場合、それを使われてからでは甚大な被害となるため、先手を打つという考え）を発動して戦争を開始したのである²⁷。しかし戦後、イラクは大量破壊兵器の保持どころか開発も行っておらず、事前の米英による情報収集の杜撰さが指摘されたのである²⁸。この戦争で戦犯とされたサダム・フセイン大統領は 2006 年 12 月 6 日、人道に対する罪で処刑された。

イラクのフセイン政権が崩壊したことと、2010 年以降、アラブ各国で大規模な反政府デモ（アラブの春）が起こったことで、中東情勢は極めて不安定となった。その不安定に乗じて勢力を拡大したのがイラクとレバントのイスラム国（ISIL）である。ISIL は世界中からその思想に共感する若者を集めることで、最盛期には 10 万にもの兵力を数え、シリアとイラク北部にわたって一大勢力圏を築くことになった。これに対して国連安保理は 2014 年 8 月に対イラク支援活動（「不動の決意」作戦）の実行を決意し、イラクへの介入を行った²⁹。その結果、2017 年 10 月 17 日には ISIL が首都と定めていたラッカが陥落し、ISIL の幹部が多数殺害・拘束されているが、他方、シリアは内戦へと突入し、その解決には程遠い状況である。しかしアメリカのトランプ大統領は米国がテロとの戦いに勝利したとし、2019 年 1 月にはシリアからの撤退を発表するに至った³⁰。

欧米がテロとの戦いに没頭している間、ロシアや中国はアメリカに対抗する姿勢を見せ始め、北朝鮮やイランは公然と核開発に乗り出すことになった。ロシアは 2014 年 3 月にウクライナの領土であったはずのクリミア半島を武力によって併合することで、欧米との対立を決定的なものとした。現在、ロシアと欧米の対立は冷戦時代になぞらえて「新冷戦」と呼ばれるようになっている。中国も 2010 年以降になると積極的に南沙諸島を始めとする海洋進出を始めるようになった。

ロシアと中国に共通するのは、通常兵器の戦いではアメリカに分があるとする認識で、両国ともアメリカに対抗していくためにはその他の分野、つまりは宇宙とサイバー空間に

において優位に立てば良いというものである³¹。特にサイバー空間では、犯罪以上、戦争未満のグレーゾーンが広く、そこでは情報操作やインテリジェンス活動といった活動が広く行われている。中国は三戦（心理戦、法律戦、世論戦）、ロシアはゲラシモフ・ドクトリンを中軸に据え、サイバー上で自国の安全保障の優位性を高めようとしているのである³²。これに対して欧米はサイバー上での行為を規定した「タリン・マニュアル」、「タリン・マニュアル2」を採択し³³、サイバー空間において国際的な枠組みを成立させようと試みている。

Ⅶ おわりに

古来より人間や国家は自らの安全保障のため、他方に対する武力的優位を確立させるという手段を取ってきたが、その結果、優位な現状維持勢力と劣位な打破勢力が生じてしまい、両者間で優位をめぐる争いが際限なく続くことになる。しかし20世紀以降は様々な制度によって国際関係を安定化させ、戦争の被害を軽減する努力が続けられた。現状では戦争自体の被害が軽減していることは事実である。今後はサイバーやドローン等、より人の血が流れないような戦い方が好まれるようになるのかもしれないが、その一方で、中東やアフリカにおいては凄惨な内戦が続いており、未だ解決には至っていない。日本も表向きは安全保障を確立しているように見えるが、それは圧倒的な軍事力を有するアメリカとの同盟によって達成されたものであり、今後、アメリカの国力が減退し、中国の国力が増していくに従って東アジアは不安定化していくものと考えられる。さらには北朝鮮による核兵器・ミサイル開発、そして国内外におけるテロの脅威など、まだ我々の住む世界は多くの暴力や脅威に晒されており、これらの課題をいかにして克服していくかが今後のグローバル領域の課題となる。

◆さらに学ぶための参考文献

- ・ ジョセフ・ナイ・ジュニア、ディヴィッド・ウェルチ（田中明彦、村田晃嗣訳）『国際紛争 理論と歴史』（原書第9版）（有斐閣 2015）
- ・ ウィリアムソン・マレー他（歴史と戦争研究会訳）『戦略の形成』（中央公論新社 2008）
- ・ ケネス・ウォルツ（渡邊昭夫・岡垣知子訳）『人間・国家・戦争』（勁草書房 2013）
- ・ ジョン・ベイリス他（石津朋之監訳）『戦略論』（勁草書房 2012）
- ・ マイケル・ウォルツァー（萩原能久監訳）『正しい戦争と不正な戦争』（風行社 2008）

¹ チーム水・日本のウェブサイト：<http://www.waterforum.jp/twj/ws/index.html>（2019年11月28日アクセス）。

² 防衛大学校安全保障学研究会編（1998）『安全保障学入門』亜紀書房、6-7頁。

- ³ ヨハン・ガルトゥング (1991) 『構造的暴力と平和』、高柳先男他訳、中央大学出版部、44 頁。
- ⁴ アザー・ガット (2012) 『文明と戦争 (上)』、石津朋之他訳、中央公論新社。
- ⁵ ロビン・ダンバー (2016) 『人類進化の謎を解き明かす』、鍛原多恵子訳、インターシフト。
- ⁶ スティーブン・ピンカー (2015) 『暴力の人類史 (上)』幾島辛子他訳、青土社、115-7 頁。
- ⁷ 前原透監修 (2003) 『戦略思想家事典』、芙蓉書房出版、66 頁。
- ⁸ 山内進 (1993) 『略奪の法観念史』、東京大学出版会、i 頁。
- ⁹ ホブス (1996) 『リヴァイアサン 1』、岩波書店、209-14 頁。
- ¹⁰ 筒井若水編著 (1998) 『国際法辞典』、有斐閣、219 頁。
- ¹¹ ジョン・ブリュア (2003) 『財政=軍事国家の衝撃』、大久保桂子訳、名古屋大学出版会、第 4 章。
- ¹² ウィリアム・マクニール (2014) 『戦争の世界史 (上)』、高橋均訳、中央公論社、404-5 頁。
- ¹³ クラウゼヴィッツ (1999) 『戦争論 (下)』、篠田英雄訳、岩波書店、316 頁。
- ¹⁴ 正式名称は、「軽気球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルコトヲ五箇年間禁止スル宣言」。藤田久一 (2003) 『新版 国際人道法』、有信堂、15 頁。
- ¹⁵ 正式名称は、「陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約」および「條約附屬書 陸戦ノ法規慣例ニ關スル規則」。
- ¹⁶ 信夫淳平 (1941) 『戦時国際法講義』第一巻、丸善、703 頁。
- ¹⁷ 国際聯盟規約 <http://itl.irkb.jp/iltrans/zLeagueOfNations.html> (2019/11/18 アクセス)。
- ¹⁸ ジョン・ダワー (2001) 『容赦なき戦争』、篠田英雄訳、平凡社。
- ¹⁹ 秦郁彦、佐瀬昌盛、常石敬一監修 (2002) 『世界戦争犯罪事典』、文藝春秋、第 2 章。
- ²⁰ 国際連合憲章 https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/ (2019/11/18 アクセス)。
- ²¹ 松岡完 (1992) 『20世紀の国際政治』、同文館、308 頁。
- ²² ジョセフ・ナイ・ジュニア、ディヴィッド・ウェルチ (2015) 『国際紛争 理論と歴史』(原書第 9 版)、有斐閣、第 5 章。
- ²³ メアリー・カルドー (2003) 『新戦争論』、山本武彦、渡部正樹訳、岩波書店。
- ²⁴ 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol104/index.html> (2019/11/20 アクセス)。
- ²⁵ 山下光「第 14 章 人道的介入と平和維持活動」、石津朋之他編 (2010) 『戦略原論』、日本経済新聞出版社、392 頁。
- ²⁶ 国際連合憲章 https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/ (2019/11/20 アクセス)。
- ²⁷ ジェームズ・マン (2004) 『ウルカヌスの群像』、渡辺昭夫監訳、共同通信社、493-508 頁。有志連合については以下を参照。山本吉宣 (2006) 『「帝国」の国際政治学』、東信堂、318-22 頁。
- ²⁸ 小谷賢 (2012) 『インテリジェンス』、ちくま学芸文庫、11-13 頁。
- ²⁹ 有志連合軍ウェブサイト <https://www.inherentresolve.mil/> (2019/11/20 アクセス)。
- ³⁰ NHK BS1 ウェブサイト「“米軍シリア撤退” 表明の波紋」(2019/1/9) <https://www.nhk.or.jp/kokusaihoudou/archive/2019/01/0109.html> (2019/11/20 アクセス)。
- ³¹ ディーン・チェン (2018) 『中国の情報化戦争』、五味睦佳監訳、原書房。
- ³² 小泉悠 (2017.1) 「ウクライナ危機にみるロシアの介入戦略 ハイブリッド戦略とは何か」『国際問題』No.658, 41-44 頁。 http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2010/2017-01_005.pdf?noprint (2019.11.20 アクセス)。
- ³³ 河野佳子 (2018.12) 『「タリン・マニュアル 2」有効性考察の試み』『防衛研究所紀要』第 21 巻 1 号。 http://www.nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j21_1_3.pdf (2019/11/20 ア

クセス)。